

平成28年分の給与所得の源泉徴収票の提出までの流れ(例)



～平成28年1月
平成28年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出

給与所得の源泉徴収票の作成について

税務署に提出する、平成28年分以後の給与所得の源泉徴収票には、支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

なお、支払を受ける方に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しませんので、ご注意ください。

ポイント

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された内容に応じ、支払を受ける方や、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーなどを記載します。

(注) 配偶者特別控除が適用される配偶者の氏名及び配偶者特別控除の適用がある旨は(摘要)欄に記載しますが、その配偶者のマイナンバーは記載しません。

給与所得の源泉徴収票の記載例(抜粋)

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 〒千代田区森が丘3丁目X-X	支払者 国税 太郎	支払者 マイナンバー 123456789012
給与・賞与 6,847,500	4,962,750	0
控除 1	1	1
909	846	120
000	50	000
19	600	

※ 平成28年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書に、支払を受ける方や控除対象配偶者などのマイナンバーが記載されていない場合には、源泉徴収票を作成するまでにマイナンバーの提供を受ける必要があります。

※ 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票には16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載しませんが、市区町村に提出する給与支払報告書には記載が必要です。

※ 平成28年の中途において退職した方に係る源泉徴収票についても、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族に関する各欄には、上図の記載例と同様に記載します。

ポイント

支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。

～平成28年12月
年末調整

平成29年1月
平成28年分の源泉徴収票の作成・提出

★ 給与・年金の源泉徴収票・支払報告書のeLTAXでの一括作成・提出について

平成29年1月から、地方税ポータルシステム(eLTAX)をご利用いただくと、税務署及び市区町村へ提出する給与・年金の源泉徴収票及び支払報告書を一括で作成・提出することが可能となります！

詳しくは、eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)又は国税庁ホームページをご覧ください。

平成 29 年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成 28 年
12 月

平成 29 年
1 月

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。

また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

平成 29 年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました。

平成 28 年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿^(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- 3 退職所得の受給に関する申告書
- 4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書



(注) 上記 1～4 の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について(改正内容のお知らせ)

平成 28 年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

① 平成 28 年 4 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 ほか

② 平成 28 年 4 月 1 日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出(以下「告知等」といいます。)をする場合で、その告知等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする方のマイナンバーの告知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ほか

③ 平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)本店等一括提出に係る承認申請書 ほか

法人会活動報告

本部

理事「税研修会」を開催



6月23日(木)に、日田税務署法人課税部門の豊田統括を講師に招いて、改正税法をテーマに「税研修会」を開催しました。



各専門委員会を開催

法人会には、総務・税制・広報・組織・厚生・事業研修の専門委員会があり、それぞれの所管事業の具体的な実施協議を行っております。



南九連「熊本国税局長」講話

南九州法人会連絡協議会の総会が、9月27日(火)に鹿児島市で開催され、熊本国税局長の高野局長が「企業の海外進出と税」をテーマに講演されました。



「平成29年度税制改正に
関する提言」を要望

(公財)全国法人会総連合の全国大会で決議された「税制改正に関する提言書」について、11月15日(火)に衛藤衆議院議員、嶋崎日田市議会議長に実現に向けての要望を行いました。

また、原田日田市長には、12月6日(火)に、チャリティゴルフ大会の益金の贈呈と併せて、行う予定です。

社会福祉事業への寄贈を目的に「チャリティゴルフ大会」を開催

9月9日(金)に50団体194人の参加のもと、天瀬温泉カントリークラブにおいて「第五回チャリティゴルフ大会」を開催しました。

大会終了後、大会の益金につきましては、11月に玖珠町・九重町の社会福祉事業に寄贈いたしました。

また、日田市には、12月6日(火)に同事業に贈呈予定です。



昨年度の贈呈式